

○国土交通省令第四十五号
 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の一部の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第十条、同法第七十四条の五第三項及び第七十四条の六第三項において準用する同法第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項並びに同法第五十八条第二項及び第三項、第七十四条の五第一項、第七十四条の六第一項、第七十六条並びに第四百条の規定に基づき、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和四年五月二十日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令
 （道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 第五章（略）

第六章 道路運送車両の検査等

第一節 自動車の検査等（第三十五条の二―第四十九条の二）

第二節 第三節（略）

第七章 第八章（略）

附則

（自動車検査証の記載事項）

第三十五条の三 法第五十八条第二項前段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 自動車登録番号（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号。以下第四十九条の二第一項第一号イを除き同じ。）

二 車両識別符号（当該自動車を識別するために、国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）が付与するものをいう。）

三 自動車検査証の交付年月日
 （削る）

（削る）

四十三（略）

十四 被牽引自動車（次のイ及びロに掲げるものを除く。）にあつては、その旨

イ 次条第二項の規定により自動車検査証に当該被牽引自動車と同じ車名及び型式を記録した牽引自動車によつて牽引されるもの

ロ 次条第三項の規定により自動車検査証に牽引することができるキャンピングトレーラ等（車両総重量二、〇〇〇キログラム未満の被牽引自動車であつて、セミトレーラに該当しないものをいう。同項及び第四十三条の二第十号の二において同じ。）の車両総重量（原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能並びに牽引自動車及び当該牽引自動車によつて牽引されるキャンピングトレーラ等の制動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引するこ

改正前

目次

第一章 第五章（略）

第六章 道路運送車両の検査等

第一節 自動車の検査等（第三十五条の二―第四十九条の二）

第二節 第三節（略）

第七章 第八章（略）

附則

（自動車検査証の記載事項）

第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 自動車登録番号（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号）

二 車両番号

三 自動車検査証の交付年月日及び有効期間の満了する日

四 使用者の氏名又は名称及び住所（当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合にあつては、使用者及び所有者の氏名又は名称及び住所）

五 使用の本拠の位置
 六十四の二（略）

十五 被牽引自動車（次のイ及びロに掲げるものを除く。）にあつては、牽引自動車の車名及び型式

イ 次項の規定により自動車検査証に当該被牽引自動車と同じ車名及び型式を記載した牽引自動車によつて牽引されるもの

ロ 第三項の規定により自動車検査証に牽引することができるキャンピングトレーラ等（車両総重量二、〇〇〇キログラム未満の被牽引自動車であつて、セミトレーラに該当しないものをいう。第三項及び第四十三条の二第十号の二において同じ。）の車両総重量（原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能並びに牽引自動車及び当該牽引自動車によつて牽引されるキャンピングトレーラ等の制動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引するこ

ことができるものとして算出されたキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。以下この条、次条第三項及び第四十三条の二第十号において「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」というを記録した牽引自動車(当該牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量が当該被牽引自動車の車両総重量以上のものに限る。)によつて牽引されるもの

十五、十八 (略)

十九 初度登録年月(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、初度検査年月)

二十 (略)

二十一 法第五十四条第一項後段又は法第五十四条の二第一項後段の規定により使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をした自動車にあつては、その旨

二十二 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項

イ 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車 その旨

ロ 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という)第八条第七項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画(特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証区域計画をいう。次条第一項第七号ロ及び第五十二条第二項第一号において同じ。)に従つて行われる技術実証(特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証をいい、特殊仕様自動車運行(同条第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車運行をいう。次条第一項第七号ロ及び第五十二条第二項第一号において同じ。)を含むものに限る。)に使用される特殊仕様自動車(特区法第二十五条の二第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車をいう。次条第一項第七号ロにおいて同じ。)その旨

二十三、二十九 (略)

2 次条第二項の規定により自動車検査証に牽引することができる被牽引自動車(前車軸の取付け及び取り外しができる被牽引自動車であつて、前車軸を取り外した場合のみその一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものを除く。同項において同じ。)の車名及び型式を記録した牽引自動車にあつては、前項各号に掲げるもののほか、自動車検査証にその旨を記載することができる。

3 次条第三項の規定により自動車検査証に牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を記録したキャンピングトレーラ等を牽引する自動車にあつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証にその旨を記載することができる。

(自動車検査証の記録事項)

第三十五条の四 法第五十八条第二項後段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査証の有効期間の満了する日
- 二 使用者の住所
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所(当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合に限る。)
- 四 使用の本拠の位置
- 五 被牽引自動車(前条第一項第十四号のイ及びロに掲げるものを除く。)にあつては、牽引自動車の車名及び型式

とができるものとして算出されたキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。以下この条及び第四十三条の二第十号において「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」というを記録した牽引自動車(当該牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量が当該被牽引自動車の車両総重量以上のものに限る。)によつて牽引されるもの

十六、十九 (略)

二十 初度登録年(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、初度検査年)

二十一 (略)

二十二 法第五十四条第一項後段又は法第五十四条の二第一項後段の規定により使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をした自動車にあつては、その内容

二十三 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項

イ 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車 当該基準の緩和の内容

ロ 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という)第八条第七項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画(特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証区域計画をいう。第五十二条第二項第一号において同じ。)に従つて行われる技術実証(特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証をいい、特殊仕様自動車運行(同条第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車運行をいう。第五十二条第二項第一号において同じ。)を含むものに限る。)に使用される特殊仕様自動車(特区法第二十五条の二第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車をいう。同号イ(1)、(4)及び(5)に掲げる事項

二十三、二十九 (略)

2 牽引自動車にあつては、前項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引することができる被牽引自動車(前車軸の取付け及び取り外しができる被牽引自動車であつて、前車軸を取り外した場合のみその一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものを除く。)の車名及び型式を記録することができる。

3 キャンピングトレーラ等を牽引する自動車にあつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を記載することができる。

(新設)

六 法第五十四条第一項後段又は法第五十四条の二第一項後段の規定により使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をした自動車にあつては、その内容

七 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項

イ 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車 当該基準の緩和の内容

ロ 特区法第八条第七項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画に従つて行われる技術実証に使用される特殊仕様自動車 特区法第二十五条の二第二項第三号イ

(1)、(4)及び(5)に掲げる事項

2 牽引自動車にあつては、前項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引することができる被牽引自動車の車名及び型式を記録することができる。

3 キャンピングトレーラ等を牽引する自動車にあつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を記録することができる。

(自動車検査証の利用)

第三十五条の五 法第五十八条第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 道路運送車両に係る関係者の利便性の向上に資するものとして国土交通大臣が定める事務を処理する行政機関、地方公共団体、独立行政法人、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）別表第一に掲げる法人又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）

二 道路運送車両に係る関係者の利便性の向上に資するものとして国土交通大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及び自動車検査証記録事項の安全管理を適切に実施することができるとして国土交通大臣が定める基準に適合する者に限る。）

2 前項各号に掲げる者が、法第五十八条第三項前段の規定により自動車検査証を利用するとき、あらかじめ、当該自動車検査証に係る登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者にその利用の目的を明示し、その同意を得なければならない。

第三十五条の六 (略)

(保安基準適合標準の表示)

第三十七条の四 保安基準適合標準は、自動車の運行中その前面に指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第二号様式又は第二号様式の二による有効期間及び自動車登録番号が見やすいように表示しなければならない。

(自動車検査証の変更記録の申請等)

第三十八条 第三十六条第一項の規定は、使用者の氏名若しくは名称又は住所の変更を事由とする自動車検査証の変更記録の申請をする場合に準用する。

2 第三十六条第二項の規定は、使用者の変更（当該自動車を引き続き自動車運送事業の用に供する場合に限る。）又は自動車運送事業の用に供しない自動車を自動車運送事業の用に供するものとするを事由とする自動車検査証の変更記録の申請をする場合に準用する。

3 法第六十七条第一項の規定により国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録の申請をする者は、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面を提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

第三十五条の四 (略)

(保安基準適合標準の表示)

第三十七条の四 保安基準適合標準は、自動車の運行中その前面に指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第二号様式又は第二号様式の二による有効期間及び自動車登録番号又は車両番号が見やすいように表示しなければならない。

(自動車検査証の記入の申請等)

第三十八条 第三十六条第一項の規定は、使用者の氏名若しくは名称又は住所の変更を事由とする自動車検査証の記入の申請をする場合に準用する。

2 第三十六条第二項の規定は、使用者の変更（当該自動車を引き続き自動車運送事業の用に供する場合に限る。）又は自動車運送事業の用に供しない自動車を自動車運送事業の用に供するものとするを事由とする自動車検査証の記入の申請をする場合に準用する。

3 法第六十七条第一項の規定により国土交通大臣が行う自動車検査証の記入の申請をする者は、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面を提出しなければならない。

一・二 (略)

4 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、検査対象軽自動車について自動車検査証の変更記録の申請があつた場合において、当該自動車の車両番号が第三十六条の十七に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、その車両番号を変更するものとする。

5 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、検査対象軽自動車について自動車検査証の変更記録の申請があつた場合において、車両番号標が滅失し、毀損し、その識別が困難となり、法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又は車両番号の変更の申請があつたときは、車両番号を変更することができる。

6 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、前二項の規定により車両番号を変更したときは、その変更について、自動車検査証に変更記録しなければならない。

7 10 (略)

(自動車検査証等の有効期間の起算日)

第四十四条 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、二月前）から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

2 (略)

(検査対象軽自動車の検査の申請等)

第四十七条 前条第一項の規定により軽自動車検査協会がその事務所ごとの管轄区域を定めた場合においては、次の各号に掲げる軽自動車の検査事務に係る申請等は、当該申請等に係る軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所に対してしなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十七条第一項の自動車検査証の変更記録の申請又は同条第三項の構造等変更検査の申請

四 八 (略)

2 (略)

(継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託の申請等)

第四十九条の三 法第七十四条の五第一項の規定により継続検査に係る法第六十二条第二項の規定による自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに法第六十六条第二項の規定による検査標準の交付に関する事務（継続検査の結果の判定及び第四十九条の六に規定する事務を除く。以下「特定記録等事務」という。）の委託を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業場の名称及び所在地

三 第四十九条の九の規定により選任する特定記録等事務責任者の氏名

四 現に営んでいる事業の種類

4 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、当該自動車の車両番号が第三十六条の十七に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、その車両番号を変更するものとする。

5 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、車両番号標が滅失し、毀損し、その識別が困難となり、法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又は車両番号の変更の申請があつたときは、車両番号を変更することができる。

6 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、前二項の規定により車両番号を変更したときは、その変更について、自動車検査証に記入しなければならない。

7 10 (略)

(自動車検査証等の有効期間の起算日)

第四十四条 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、二月前）から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

2 (略)

(検査対象軽自動車の検査の申請等)

第四十七条 前条第一項の規定により軽自動車検査協会がその事務所ごとの管轄区域を定めた場合においては、次の各号に掲げる軽自動車の検査事務に係る申請等は、当該申請等に係る軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所に対してしなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十七条第一項の自動車検査証の記入の申請又は同条第三項の構造等変更検査の申請

四 八 (略)

2 (略)

(新設)

2 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、前項の申請書のほか、第四十九条の七に規定する要件に該当することを信じさせるに足りる書面その他必要な書面の提出を求めることができる。

3 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、法第七十四条の五第一項の委託をしたときは、その旨及び委託番号を同項の委託を受けた者に通知するものとする。

（運輸支局長等からの記録事項の通知）

第四十九条の四 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、継続検査により自動車検査証を返付する場合において、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該自動車に保安基準に適合すると認める旨、自動車検査証の有効期間、自動車登録番号その他の自動車検査証への記録を行うために必要な事項を、当該継続検査の申請に係る申請書に記載された委託番号を有する特定記録等事務代行者に通知するものとする。

一 当該継続検査の申請が電子申請（電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合

二 当該継続検査の申請書に特定記録等事務代行者が特定記録等事務を行う旨及び特定記録等事務を行う特定記録等事務代行者の委託番号の記載がある場合

三 当該継続検査の申請書に記載された委託番号を有する特定記録等事務代行者が、当該申請を受けた運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）から法第七十四条の五第一項の規定による委託を受けている場合

四 当該継続検査の申請書に記載された委託番号を有する特定記録等事務代行者が当該継続検査に際し、法第九十四条の五第二項の規定による提供を行った者又は当該継続検査の申請を電子申請により行った者のいずれかである場合

（特定記録等事務代行者の公表等）

第四十九条の五 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、法第七十四条の五第一項の規定により委託をしたとき又は第四十九条の十三の規定による承認をしたとき若しくは第四十九条の十四の規定による届出を受けたときは、特定記録等事務代行者に関する記録を作成しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により作成された記録を取りまとめ、インターネットの利用その他適切な方法により次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 特定記録等事務代行者の氏名又は名称並びに法人にあつては、住所及びその代表者の氏名
- 二 委託に係る特定記録等事務を処理する事業場の名称及び所在地
- 三 委託に係る特定記録等事務の対象とする自動車の範囲

（委託することのできない事務）

第四十九条の六 法第七十四条の五第一項の国土交通省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 法第六十一条第三項の規定による自動車検査証の有効期間の短縮に係る事務
- 二 法第九十七条の二第二項の規定による自動車税種別割又は軽自動車税種別割を課した地方公共団体に対するその額の納付の有無の事実の確認に係る事務及び同条第三項の規定による自動車検査証の不返付に係る事務

（新設）

（新設）

（新設）

三 法第九十七条の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の不返付に係る事務

四 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の七第二項の規定による自動車検査証の不返付に係る事務

（特定記録等事務代行者の要件）

第四十九条の七 法第七十四条の五第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 特定記録等事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すること。
- 二 特定記録等事務を適確に遂行するために必要な設備を有すること。
- 三 次に掲げる者に該当しないこと。

イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第四十九条の十六又は第四十九条の二十九の規定により委託を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又はこのいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに、イからハまでのいずれかに該当する者があるもの

（標識）

第四十九条の八 特定記録等事務代行者が掲げる標識の様式は、第一号様式の四とする。

（特定記録等事務責任者）

第四十九条の九 特定記録等事務代行者は、事業場ごとに、特定記録等事務に関する事項を処理させるため、特定記録等事務責任者を選任しなければならない。

（通知を受けて講ずる措置）

第四十九条の十 第四十九条の四の規定による通知があつた場合には、特定記録等事務代行者は、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 通知を受けた自動車検査証の有効期間、自動車登録番号その他の自動車検査証への記録を行うために必要な事項を自動車検査証に記録すること。
- 二 通知を受けた自動車検査証の有効期間と同一の有効期間を表示した検査標章を交付すること。

（自動車登録番号の確認）

第四十九条の十一 特定記録等事務代行者は、前条の措置を執る場合において自動車検査証に記載された自動車登録番号が第四十九条の四の規定により通知を受けた自動車登録番号と同一であることを確認した後でなければ、特定記録等事務をしてはならない。

（検査標章の保管）

第四十九条の十二 特定記録等事務代行者は、事業場ごとに、検査標章の適切な保管設備を設け、これに検査標章を保管しなければならない。

二 特定記録等事務代行者は、保管中の検査標章を紛失した場合には、直ちに、その年月日、枚数、理由その他必要な事項を運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）に届け出なければならない。

（事業場の位置の変更の承認）

第四十九条の十三 特定記録等事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、あらかじめ、運輸監理部長又は運輸支局長（法七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）の承認を受けなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(氏名又は名称等の変更の届出)
第四十九条の十四 特定記録等事務代行者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)に届け出なければならない。

(新設)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の名称
- 三 特定記録等事務責任者の氏名

(委託業務廃止の届出)

第四十九条の十五 特定記録等事務代行者は、特定記録等事務の業務をやめようとするときは、あらかじめ、運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)に届け出なければならない。

(新設)

(委託の解除)

第四十九条の十六 運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)は、特定記録等事務代行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、特定記録等事務の委託を解除することができる。

(新設)

- 一 第四十九条の七各号の要件を備えなくなつたとき。
- 二 法又はこの省令の規定に違反したとき。

(自動車検査証の変更記録に関する事務の委託の申請等)

第四十九条の十七 法第七十四条の六第一項の規定により法第六十七条第一項の自動車検査証の変更記録に関する事務(変更記録をすることが適当であるかどうかの審査及び第四十九条の二十に規定する事務を除く。以下「特定変更記録事務」という。)の委託を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)に提出しなければならない。

(新設)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 第四十九条の二十三の規定により選任する特定変更記録事務責任者の氏名
- 四 現に営んでいる事業の種類

2 運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)は、前項の申請書のほか、第四十九条の二十一に規定する要件に該当することを信じさせるに足りる書面その他必要な書面の提出を求めることができる。

3 運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)は、法第七十四条の六第一項の委託をしたときは、その旨及び委託番号を同項の委託を受けた者に通知するものとする。

(運輸支局長等からの記録事項の通知)

第四十九条の十八 運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)は、変更記録をする場合において、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該変更記録をすることが適当であると認める旨、変更があつた自動車検査証記録事項、変更記録に係る自動車登録番号その他の自動車検査証の変更記録を行うために必要な事項を当該変更記録の申請に係る申請書に記載された委託番号を有する特定変更記録事務代行者に通知するものとする。

(新設)

- 一 当該変更記録の申請が電子申請による場合
- 二 当該変更記録の申請書に特定変更記録事務代行者が特定変更記録事務を行う旨及び特定変更記録事務を行う特定変更記録事務代行者委託番号の記載がある場合

二 当該変更記録の申請書に特定変更記録事務代行者が特定変更記録事務を行う旨及び特定変更記録事務を行う特定変更記録事務代行者委託番号の記載がある場合

三 当該変更記録の申請書に記載された委託番号を有する特定変更記録事務代行者が、当該申請を受けた運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）から法第七十四条の六第一項の規定による委託を受けている場合

四 当該変更記録の申請書に記載された委託番号を有する特定変更記録事務代行者が当該変更記録の申請を電子申請により行った者である場合（ただし、所有者又は使用者が自ら当該変更記録の申請を電子申請により行った場合にあつては、この限りではない。）

五 当該変更記録の申請が、自動車検査証記録事項のうち第三十五条の三に規定する自動車検査証の記載事項の変更を伴うものでない場合

（特定変更記録事務代行者の公表等）

第四十九条の十九 運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、法第七十四条の六第一項の規定により委託をしたとき又は第四十九条の二十六の規定による承認をしたとき若しくは第四十九条の二十七の規定による届出を受けたときは、特定変更記録事務代行者に関する記録を作成しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により作成された記録を取りまとめ、インターネットの利用その他適切な方法により次に掲げる事項を公表するものとする。

一 特定変更記録事務代行者の氏名又は名称並びに法人にあつては、住所及びその代表者の氏名

二 委託に係る特定変更記録事務を処理する事業場の名称及び所在地

三 委託に係る特定変更記録事務の対象とする自動車の範囲

（委託することのできない事務）

第四十九条の二十 法第七十四条の六第一項の国土交通省令で定める事務は、法第六十七条第三項の規定による保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとかどのかの判定に係る事務とする。

（特定変更記録事務代行者の要件）

第四十九条の二十一 法第七十四条の六第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特定変更記録事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

二 特定変更記録事務を適確に遂行するために必要な設備を有すること。

三 次に掲げる者に該当しないこと。

イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第四十九条の十六又は第四十九条の二十九の規定により委託を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又は二のいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに、イからハまでのいずれかに該当する者があるもの

（標識）

第四十九条の二十二 特定変更記録事務代行者が掲げる標識の様式は、第一号様式の五とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(特定変更記録事務責任者)

第四十九條の二十三 特定変更記録事務代行者は、事業場ごとに、自動車検査証の変更記録に関する事項を処理させるため、特定変更記録事務責任者を選任しなければならない。

(通知を受けて講ずる措置)

第四十九條の二十四 第四十九條の十八の規定による通知があつた場合には、特定変更記録事務代行者は、変更があつた自動車検査証記録事項、変更記録に係る自動車登録番号その他の自動車検査証の変更記録を行うために必要な事項を自動車検査証に記録しなければならない。

(自動車登録番号の確認)

第四十九條の二十五 特定変更記録事務代行者は、前条の措置を執る場合において自動車検査証に記載された自動車登録番号が第四十九條の十八の規定により通知を受けた自動車登録番号と同一であることを確認した後でなければ、特定変更記録事務をしてはならない。

(事業場の位置の変更の承認)

第四十九條の二十六 特定変更記録事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、あらかじめ、運輸監理部長又は運輸支局長(法七十四條の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)の承認を受けなければならない。

(氏名又は名称等の変更の届出)

第四十九條の二十七 特定変更記録事務代行者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸監理部長又は運輸支局長(法七十四條の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業場の名称

三 特定変更記録事務責任者の氏名

(委託業務廃止の届出)

第四十九條の二十八 特定変更記録事務代行者は、特定変更記録事務の業務をやめようとするときは、あらかじめ、運輸監理部長又は運輸支局長(法七十四條の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)に届け出なければならない。

(委託の解除)

第四十九條の二十九 運輸監理部長又は運輸支局長(法七十四條の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)は、特定変更記録事務代行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、特定変更記録事務の委託を解除することができる。

一 第四十九條の二十一各号の要件を備えなくなつたとき。

二 法又はこの省令の規定に違反したとき。

第二節 改善措置の勧告等

(制限又は緩和の記録)

第五十三條 前条第一項各号に掲げる処分(第二号、第四号(第二号の指示の取消しに限る。)及び第五号に掲げる処分を除く。)は、当該自動車検査証にその旨を記録することにより行う。

別表第二(第三十五條の六関係)
(表略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二節 改善措置の勧告等

(制限又は緩和の記載)

第五十三條 前条第一項各号に掲げる処分(第二号、第四号(第二号の指示の取消しに限る。)及び第五号に掲げる処分を除く。)は、当該自動車検査証にその旨を記載することにより行う。

別表第二(第三十五條の四関係)
(表略)

第一号様式の四（特定記録等事務代行者の標識）（第四十九条の八関係）

第一号様式の三の次に次の二様式を加える。

特 定 記 録 等 事 務 代 行 者	
氏名又は名称	
委託をした運輸支局長 及び運輸監理部長 (法第七十四条の規定 の適用があるときは、 軽自動車検査協会)	

← 40 センチメートル →

↑ 10センチメートル
↓

第一号様式の五（特定変更記録事務代行者の標識）（第四十九条の二十二関係）

特 定 変 更 記 録 事 務 代 行 者	
氏名又は名称	
委託をした運輸支局長 及び運輸監理部長 (法第七十四条の規定 の適用があるときは、 軽自動車検査協会)	

← 40 センチメートル →

↑ 10センチメートル
↓

(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第100条 当該行政庁は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

- (1) 道路運送車両の所有者又は使用者
- (2) 自動車登録番号標交付代行者
- (3) 引取業者
- (4) 第28条の3第1項の規定により封印の取付けの委託を受けた者
- (5) 第29条第2項又は第30条の規定により届出をした者
- (6) 第36条の2第1項の許可を受けた者
- (7) 第55条第3項の規定によりその設ける自動車整備士の養成施設について指定を受けた者
- (8) 特定記録等事務代行者
- (9) 特定変更記録事務代行者
- (10) 第75条第1項の規定により自動車の型式について指定を受けた者
- (11) 第75条の2第1項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者
- (12) 第75条の3第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者
- (13) 自動車特定整備事業者
- (14) 優良自動車整備事業者の認定を受けた者
- (15) 指定自動車整備事業者
- (16) 登録情報処理機関
- (17) 登録情報提供機関
- (18) 情報管理センター
- (19) 第99条の3第1項の許可を受けた者

2 当該職員は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第110条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (9) 第100条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(自動車登録規則の一部改正)
 第二条 自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(登録事項の通知方法)

第六条の二の二 法第十条(法第十二条第四項、第十三条第四項、第十四条第二項及び第三十八

条第二項並びに令第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録事項の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- 一 法第七十四条の六第一項に規定する変更記録に関する事務による場合 自動車登録ファイルに記録された登録事項を法第六条第一項の電子情報処理組織(第六条の十六第一号、第六条の十八、第六条の十九第二号及び第二十九条において単に「電子情報処理組織」という。)を使用して送信し、これを当該情報を受けようとする特定変更記録事務代行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、当該特定変更記録事務代行者を介して行う方法
- 二 前号以外の場合 登録事項等通知書を交付する方法

(登録識別情報の通知方法)

第六条の十六 法第十八条の二第一項の規定による登録識別情報の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- 一 新規登録、変更登録又は移転登録をした場合 自動車登録ファイルに記録された登録識別情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請者があらかじめ入手した識別番号及び暗証番号を用いて申請者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 (略)

改正後

改正前

(自動車登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正)

第三条 自動車登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(登録及び検査に関する申請書等の様式)

第二条 (略)

2 自動車の検査及び二輪自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置に関する次の表の上欄に掲げる申請書及び請求書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一 (略)	(略)
二 (略)	(略)

改正後

改正前

(新設)

第六条の十六 法第十八条の二第一項の規定による登録識別情報の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- 一 新規登録、変更登録又は移転登録をした場合 自動車登録ファイルに記録された登録識別情報を法第六条第一項の電子情報処理組織(第六条の十八、第六条の十九第二号及び第二十九条において単に「電子情報処理組織」という。)を使用して送信し、これを申請者があらかじめ入手した識別番号及び暗証番号を用いて申請者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 (略)

(登録及び検査に関する申請書等の様式)

2 自動車の検査及び二輪自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置に関する次の表の上欄に掲げる申請書及び請求書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一 (略)	(略)
二 (略)	(略)

<p>三 自動車検査証又は自動車予備検査証の変更記録の申請書（第五号及び第七号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>四 (略)</p>	<p>五 自動車検査証又は自動車予備検査証の変更記録の申請書（諸元欄事項に変更がある場合に限る。）（施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）</p>	<p>六 (略)</p>	<p>七 自動車検査証の変更記録の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）</p>	<p>八・九 (略)</p>	<p>十・十一 (略)</p>	<p>十二 新規検査の申請書（次に掲げる事項のみを記録する場合に限る。）又は自動車検査証の変更記録の申請書（次に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）（それぞれ施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）</p> <p>イ 掘削、除雪その他の作業の用に供する附属装置を取り付けた自動車にあつては、長さ、幅及び高さ、乗車定員又は最大積載量、車両重量並びに当該附属装置の名称</p> <p>ロ タンク自動車（爆発性液体、高圧ガスその他の物品を運送するため、車台にタンク又はガス容器を固定した自動車をいう。）にあつては、最大積載容積、積載物品名及び当該物品の比重又は定数</p> <p>ハ 施行規則第三十五条の四第一項第七号に掲げる事項</p>	<p>十三 新規検査の申請書（施行規則第三十五条の四第一項第五号及び第二項に掲げる事項のみを記録する場合に限る。）又は自動車検査証の変更記録の申請書（同号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）（それぞれ施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）</p>
--	--------------	--	--------------	---	----------------	-----------------	--	---

<p>三 自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（第五号及び第七号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>四 (略)</p>	<p>五 自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（諸元欄事項に変更がある場合に限る。）（施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）</p>	<p>六 (略)</p>	<p>七 自動車検査証の記入の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）</p>	<p>八・九 (略)</p>	<p>十・十一 (略)</p>	<p>十二 新規検査の申請書（次に掲げる事項のみを記載する場合に限る。）又は自動車検査証の記入の申請書（次に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）（それぞれ施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）</p> <p>イ 掘削、除雪その他の作業の用に供する附属装置を取り付けた自動車にあつては、長さ、幅及び高さ、乗車定員又は最大積載量、車両重量並びに当該附属装置の名称</p> <p>ロ タンク自動車（爆発性液体、高圧ガスその他の物品を運送するため、車台にタンク又はガス容器を固定した自動車をいう。）にあつては、最大積載容積、積載物品名及び当該物品の比重又は定数</p> <p>ハ 施行規則第三十五条の三第一項第二十二号に掲げる事項</p>	<p>十三 新規検査の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第十五号及び第二項に掲げる事項のみを記載する場合に限る。）又は自動車検査証の記入の申請書（同号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）（それぞれ施行規則第四十九条の二第二項の規定により通知が電磁的方法により行われた場合における当該自動車について申請を行う場合を除く。）</p>
--	--------------	--	--------------	---	----------------	-----------------	--	--

3 自動車の登録及び検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一 変更登録の申請と自動車検査証の変更記録の申請を同時に行う場合の申請書（当該申請に係る自動車の所有者と使用者が同一の場合であつて、所有者の住所又は使用の本拠の位置のみの変更に係るものに限る。）	(略)
二 移転登録の申請と自動車検査証の変更記録の申請（使用者の氏名若しくは名称又は施行規則第三十五条の四第一項第二号から第四号までに掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）を同時に行う場合の申請書	(略)

4 第三項に定めるもののほか、自動車の検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、第二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一 自動車検査証の変更記録の申請書（当該申請に係る自動車の所有者と使用者が同一の場合であつて、所有者の住所又は使用の本拠の位置のみの変更に係るものに限る。）	(略)
二 自動車検査証の変更記録の申請書（使用者の氏名若しくは名称又は施行規則第三十五条の四第一項第二号から第四号までに掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	(略)
三 (略)	(略)

(検査対象軽自動車の検査等に関する申請書等の様式)

第三条 検査対象軽自動車の検査及び軽自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置（第四条第二項において「検査対象軽自動車の検査等」という。）に関する次の表の上欄に掲げる申請書、届出書及び請求書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一 (略)	(略)
二 (略)	(略)
三 自動車検査証又は自動車予備検査証の変更記録の申請書（使用者の氏名若しくは名称又は施行規則第三十五条の四第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更がある場合に限る。）	(略)
四 (略)	(略)
五 自動車検査証又は自動車予備検査証の変更記録の申請書（軽諸元欄事項に変更がある場合に限る。）（第三号の申請と同時に申請する場合であつて、軽自動車検査協会により軽諸元欄事項の記録が電磁的記録で作成された自動車について申請を行う場合を除く。）	(略)

3 自動車の登録及び検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一 変更登録の申請と自動車検査証の記入の申請を同時に行う場合の申請書（当該申請に係る自動車の所有者と使用者が同一の場合であつて、所有者の住所又は使用の本拠の位置のみの変更に係るものに限る。）	(略)
二 移転登録の申請と自動車検査証の記入の申請（施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）を同時に行う場合の申請書	(略)

4 第三項に定めるもののほか、自動車の検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、第二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一 自動車検査証の記入の申請書（当該申請に係る自動車の所有者と使用者が同一の場合であつて、所有者の住所又は使用の本拠の位置のみの変更に係るものに限る。）	(略)
二 自動車検査証の記入の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	(略)
三 (略)	(略)

(検査対象軽自動車の検査等に関する申請書等の様式)

第三条 検査対象軽自動車の検査及び軽自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置（第四条第二項において「検査対象軽自動車の検査等」という。）に関する次の表の上欄に掲げる申請書、届出書及び請求書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一 (略)	(略)
二 (略)	(略)
三 自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項に変更がある場合に限る。）	(略)
四 (略)	(略)
五 自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（軽諸元欄事項に変更がある場合に限る。）（第三号の申請と同時に申請する場合であつて、軽自動車検査協会により軽諸元欄事項の記録が電磁的記録で作成された自動車について申請を行う場合を除く。）	(略)

六 (略)	(略)
七 自動車検査証の変更記録の申請書(施行規則第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	
八・九 (略)	
十～十五 (略)	(略)

2 検査対象軽自動車の検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書及び届出書の様式は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一 自動車検査証の変更記録の申請書(使用者の氏名若しくは名称又は施行規則第三十五条の四第一項第二号から第四号までに掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	(略)
二 (略)	(略)

3 検査対象軽自動車の検査に関する申請書であつて、次の各号に掲げる事項について、自動車検査証に記載し、又は自動車検査証記録事項を変更する場合(軽自動車検査協会により当該事項の記録が電磁的記録で作成された自動車について申請を行う場合を除く。)の様式は、軽第五号様式とする。

- 一～三 (略)
- 四 施行規則第三十五条の四第一項第七号に掲げる事項

4 (略)
(光ディスクによる手続)

第七条 新規登録、変更登録、移転登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録、一時抹消登録若しくは新規検査(検査対象軽自動車に係るものを除く。)に係る申請又は変更登録若しくは移転登録と同時にする自動車検査証の変更記録の申請であつて第一号様式又は第三号様式の二によるものについては、当該様式の記載事項を告示で定める方式により記録した光ディスク及び当該光ディスクに記載された内容を告示で定めるところにより記載した書面をもつて当該申請に係る申請書に代えることができる。

2 検査対象軽自動車に係る新規検査又は自動車検査証の変更記録の申請若しくは自動車検査証返納証明書の交付の申請であつて、軽第一号様式又は軽第四号様式によるものについては、当該様式の記載事項を告示で定める方式により記録した光ディスク及び当該光ディスクに記載された内容を告示で定めるところにより記載した書面をもつて当該申請に係る申請書に代えることができる。

3・4 (略)

六 (略)	(略)
七 自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	
八・九 (略)	
十～十五 (略)	(略)

2 検査対象軽自動車の検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書及び届出書の様式は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一 自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	(略)
二 (略)	(略)

3 検査対象軽自動車の検査に関する申請書であつて、次の各号に掲げる事項について、自動車検査証に記載し、又は自動車検査証の記載を変更する場合(軽自動車検査協会により当該事項の記録が電磁的記録で作成された自動車について申請を行う場合を除く。)の様式は、軽第五号様式とする。

- 一～三 (略)
- 四 施行規則第三十五条の三第一項第二十二号に掲げる事項

4 (略)
(光ディスクによる手続)

第七条 新規登録、変更登録、移転登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録、一時抹消登録若しくは新規検査(検査対象軽自動車に係るものを除く。)に係る申請又は変更登録若しくは移転登録と同時にする自動車検査証の記入の申請であつて第一号様式又は第三号様式の二によるものについては、当該様式の記載事項を告示で定める方式により記録した光ディスク及び当該光ディスクに記載された内容を告示で定めるところにより記載した書面をもつて当該申請に係る申請書に代えることができる。

2 検査対象軽自動車に係る新規検査又は自動車検査証の記入の申請若しくは自動車検査証返納証明書の交付の申請であつて、軽第一号様式又は軽第四号様式によるものについては、当該様式の記載事項を告示で定める方式により記録した光ディスク及び当該光ディスクに記載された内容を告示で定めるところにより記載した書面をもつて当該申請に係る申請書に代えることができる。

3・4 (略)

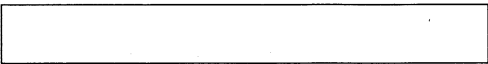
第十八号様式を次のように改める。

自動車検査証										運輸監理部長又は運輸支局長			
自動車登録番号又は車両番号		年 月 日		自動車の種類		用途		自家用・事業用の別		型式指定番号		識別区分番号	
車 名				車 体 の 形 状									
車 台 番 号				燃料の種類				総排気量又は定格出力					
				kW				l					
型 式		原動機の様式				前駆軸重		前後軸重		後駆軸重		後駆軸重	
						kg		kg		kg		kg	
乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		高さ		幅		高さ	
人		kg		kg		kg		kg		kg		kg	
備 考												使用者の氏名又は名称	
T0000000AA000000													

注 寸法の単位は、ミリメートルとすること。

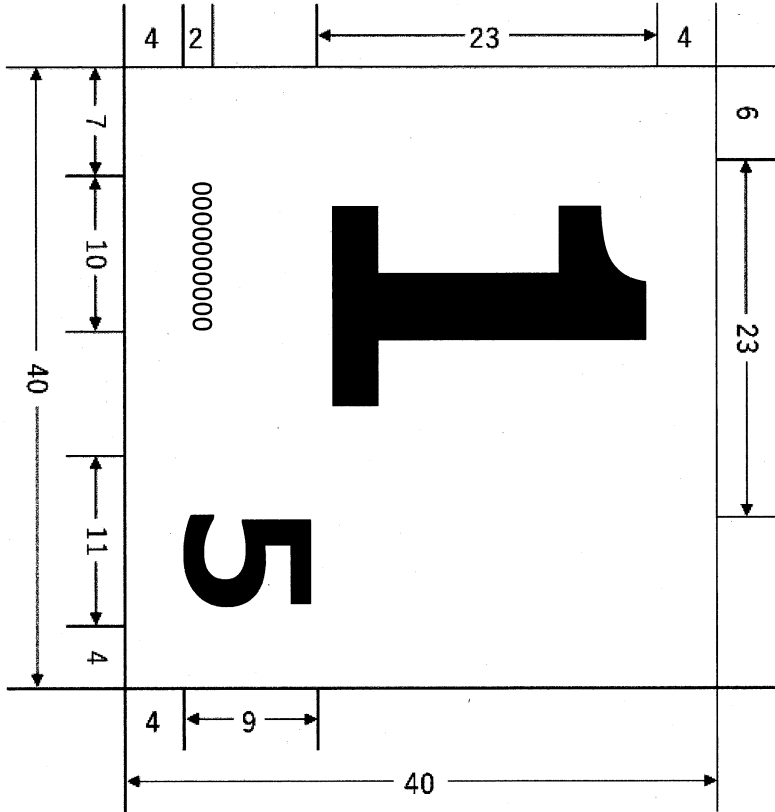
105

177.8

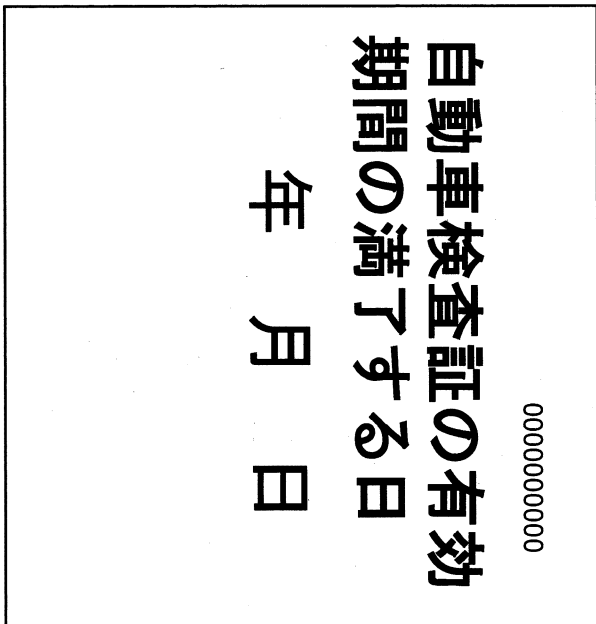


第十九号様式を次のように改める。

(表)



(裏)



- 注 (1) 検査標章には、自動車の前面ガラスに貼り付けるものにあつては図の(表)及び(裏)、自動車登録番号標又は車両番号標に貼り付けるものにあつては図の(表)の例により、自動車検査証の有効期間の満了する時期を表す数字を黒字で表示すること。
- (2) 自動車検査証の有効期間の満了する日の属する年を表す数字の位置は、令和五年にあつては(表)の右下、令和六年にあつては(表)の左下、令和七年にあつては(表)の左上、令和八年にあつては(表)の右上とし、令和九年以降は順次これを繰り返すこと。
- (3) 寸法の単位は、ミリメートルとすること。

軽第八号様式を次のように改める。

自動車検査証		年 月 日								
車 種	車 名	検査年度	自動車種別	用途	登録用・検査用の別	型式検査番号	種別区分番号			
車 種	車 名	年 月								
車 体 号 数		原動機の型式		燃料の種類		総排気量又は定格出力				
車 体 号 数		原動機の型式		燃料の種類		総排気量又は定格出力				
最大速度	最大排気量	車体重量	乗付総重量	長さ	幅	高さ				
検査者の氏名又は名称										
備 考										
K000000AA00000										

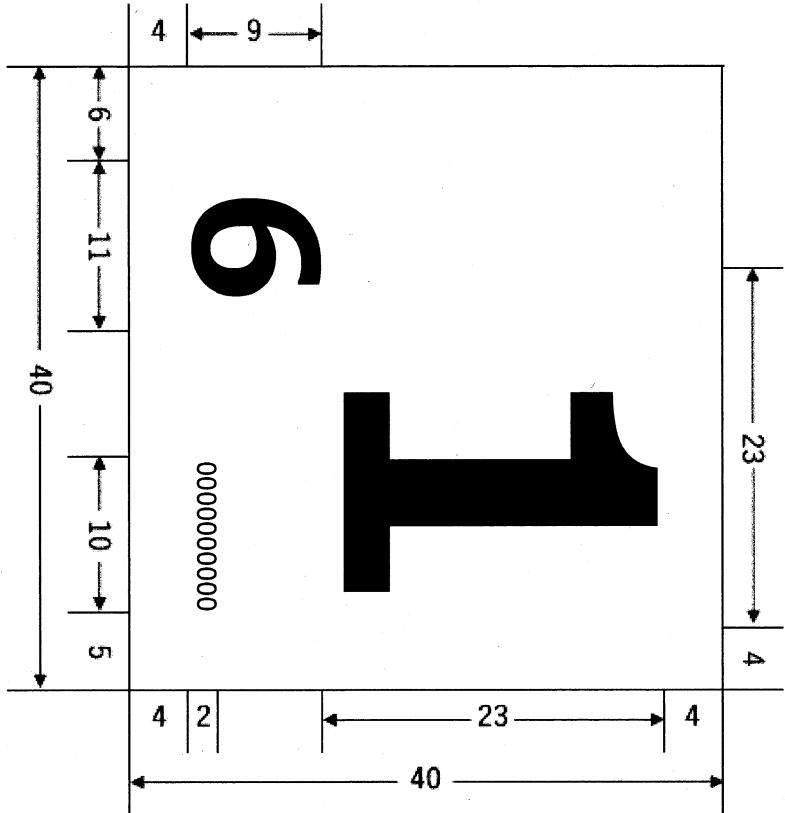
注 寸法の単位は、ミリメートルとすること。

105

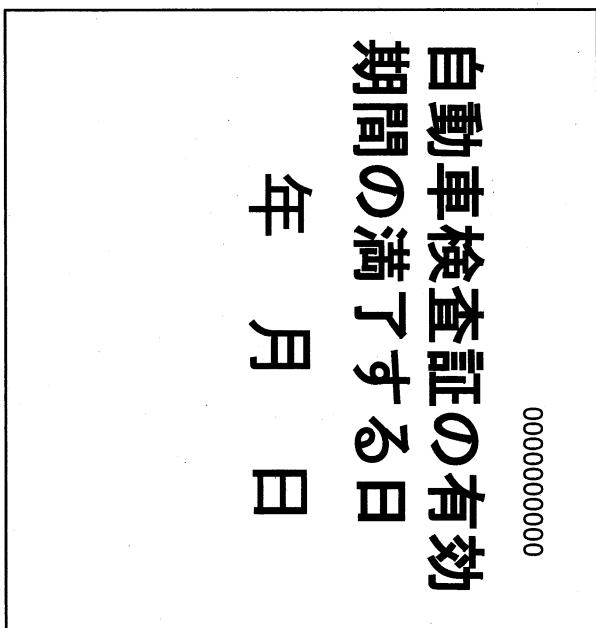
177.8

軽第九号様式を次のように改める。

(表)



(裏)



注 (1) 検査標章には、自動車の前面ガラスに貼り付けるものにあつては図の(表)及び(裏)、車両番号標に貼り付けるものにあつては図の(表)の例により、自動車検査証の有効期間の満了する時期を表す数字を黒字で表示すること。

- (2) 自動車検査証の有効期間の満了する日の属する年を表す数字の位置は、令和六年にあつては(表)の左下、令和七年にあつては(表)の左上、令和八年にあつては(表)の右上、令和九年にあつては(表)の右下とし、令和十年以降は順次これを繰り返すこと。
- (3) 寸法の単位は、ミリメートルとすること。

（自動車輸送統計調査規則の一部改正）
 第四条 自動車輸送統計調査規則（昭和三十五年運輸省令第十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に改める。

<p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この省令において「使用者」とは、自動車検査証の使用人の氏名又は名称の欄に記載されている者（その者が第五条各号に掲げる事項について報告を行うことができない場合にあっては、次条の調査の期間中に当該自動車を使用する者）をいう。</p> <p>5（略）</p>	<p>改正後</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この省令において「使用者」とは、自動車検査証の使用人の氏名又は名称及び住所の欄に記載されている者（その者が第五条各号に掲げる事項について報告を行うことができない場合にあっては、次条の調査の期間中に当該自動車を使用する者）をいう。</p> <p>5（略）</p>
---	--

（指定自動車整備事業規則の一部改正）
 第五条 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に改める。

<p>（自動車検査員の証明）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 自動車検査員は、自動車検査員が当該自動車に係る自動車検査証に記載された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号（第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。）並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。</p>	<p>改正後</p> <p>（自動車検査員の証明）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 自動車検査員は、自動車検査員が当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号（第三号から第五号まで、第十六号、第二十号から第二十一号の二まで及び第二十八号を除く。）に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。</p>
---	---

（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正）
 第六条 軽自動車検査協会に関する省令（昭和四十七年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に改める。

<p>（検査事務規程の記載事項）</p> <p>第十二条 法第七十六条の三十第三項の国土交通省令で定める検査事務規程で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 自動車検査証、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の交付、変更記録、返納及び再交付に関する事項</p> <p>五〜七（略）</p>	<p>改正後</p> <p>（検査事務規程の記載事項）</p> <p>第十二条 法第七十六条の三十第三項の国土交通省令で定める検査事務規程で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 自動車検査証、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の交付、記入、返納及び再交付に関する事項</p> <p>五〜七（略）</p>
---	--

（施行期日）
 第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和五年一月一日）から施行する。ただし、第三条の規定中軽第九号様式の改正規則及び附則第二条第二項の規定は令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）
 第二条 第一条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則第三十五条の三、第四十九条の四及び第四十九条の十八の規定の適用については、令和五年十二月三十一日までの間は、第三十五条の三中「車両番号。以下第四十九条の二第一項第一号イを除き同じ。」とあるのは「車両番号。第三十七条の四において同じ。」と、第四十九条の四及び第四十九条の十八中「運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）」とあるのは、「運輸監理部長又は運輸支局長」とする。

第三条 この省令の施行の日において現に交付されている第三条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十九号様式による検査標章は、第三条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十九号様式による検査標章とみなす。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日において現に交付されている第三条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十九号様式による検査標章は、第三条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十九号様式による検査標章とみなす。